障害児通所支援事業等廃止（休止）届出書

　　年　　月　　日

（あて先）千葉市長

住　所

名　称

（代表者職氏名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ 　 @

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名

児童福祉法第３４条の３第４項に規定する障害児通所支援事業（障害児相談支援事業）の廃止（休止）について、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止し、又は休止するサービス種別 |  |
| 廃止し、又は休止しようとする年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 廃止又は休止の理由 |  |
| 現に障害児通所支援又は障害児相談支援を受けている者に対する措置 |  |
| 休止の場合の予定期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |

障害児通所支援事業等廃止（休止）届出書

　平成３０年　３月　２８日

千　葉　市　長

住　所

廃止又は休止しようとするときは、１か月前に本届出を行う事。

千葉県千葉市中央区千葉港○番○号

名　称　社会福祉法人　はな千葉

（代表者職氏名）理事長　千葉　一郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号　043-XXX-XXXX

法人の内容を記載すること

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号 043-XXX-XXXX

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ 　 XXX @ XXX.jp

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名 　　　千葉　二郎

児童福祉法第３４条の３第４項に規定する障害児通所支援事業（障害児相談支援事業）の廃止（休止）について、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 廃止し、又は休止するサービス種別 | 　　 放課後等デイサービス |
| 廃止し、又は休止しようとする年月日 | 　　 平成２６年 ４月 ３０日 |
| 廃止又は休止の理由 | 法人の事業再編により当該事業所を閉鎖するため |
| 現に障害児通所支援又は障害児相談支援を受けている者に対する措置 | 全利用者（契約者）に対し、利用可能な近隣事業所を紹介し、契約を締結し、途切れなくサービスがて供されるよう連絡調整等の措置を行い、手続きが完了したことを確認した。 |
| 休止の場合の予定期間 | 　　　　年　　月　　日から　　　　年　　月　　日まで |